

別表2（第3条関係）

日常生活用具給付対象用具一覧（難病患者）

種別	種目	対象者	年齢制限	性能	基準額（単位：円）	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	学齢児以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として難病患者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット		18歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	82,400	5
	特殊尿器	自力で排尿できない者	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	学齢児以上	介助者が難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	3歳以上	介護者が難病患者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者		腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの	159,200	8
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器	常時介護を要する者	学齢児以上	難病患者が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 (手すりをつけた場合 5,400円増し)	8
	移動・移乗支援用具 (歩行支援用具から名称変更)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 難病患者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 (手すりをつけた場合 5,400円増し)	8
	特殊便器	上肢機能に障害のある者	学齢児以上	難病患者又は介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯にある者に限る。）		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸機能に障害のある者	学齢児以上	難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5
	電気式たん吸引器				56,400	5
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器等を使用している者	学齢児以上	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者及び難病患者が容易に使用し得るもの	157,500	5
	人工呼吸器用自家発電機	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者 ※睡眠時無呼吸症候群の方等のCPAPは対象外	学齢児以上	停電時等に人工呼吸器が使用できるよう、必要な電力を供給できるもの	150,000	5
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害に障害のある者	学齢児以上	難病患者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	—

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。